

アスベスト飛散防止対策事業について

1 事業の目的

アスベストに係る監視を強化することにより、アスベストに対する県民不安の解消と安全・安心の確保に努めます。

2 事業の内容

(1) 建築物の解体等に対する監視の強化

大気汚染防止法に基づき届出が行われた特定粉じん排出等作業に対し、環境管理事務所が立入検査を実施します。

また、青森労働局に対して情報提供を行い、必要に応じて合同での立入検査を実施します。

(2) 特定粉じん排出等作業周辺調査

特定粉じん排出等作業に対して、抜き打ち的に当該作業が行われている建築物の敷地境界において、アスベスト濃度調査を実施します。(環境管理事務所が試料採取、環境保健センター公害部が分析を実施)

(3) 一般環境調査

住宅地域、商業地域、廃棄物処分場周辺地域等において、環境管理事務所がアスベスト濃度調査を実施します。

【参考】特定粉じん排出等作業の届出件数の推移

H 1 6	H 1 7	H 1 8 (見込)	備 考
1 4	1 1 4	2 5 2	21件(4月実績) × 12月

平成 1 8 年 3 月から大気汚染防止法の改正により規制対象が拡大(規模要件等が撤廃)されたこと、アスベスト含有建材を使用している建築物の解体件数の増加していること等により届出件数は急増している。